（2025年４月改訂）

国税庁　税関 Japan Customs　観光庁 Japan Tourism Agency

免税物品を購入する外国人旅行者の方へ

1. 免税購入する物品は、購入者自身が確実に国外に持ち出さなければいけません。

- 免税物品は、**お土産品等として国外に持ち帰る目的で購入する方のみ**購入することができます。
- 事業用又は販売用のほか**転売目的**やSNS等で依頼を受けて第三者のために免税物品を**購入することはできません。**

空港又は海港

2. 出国時に税関にパスポート等と購入物品を提示してください。

スーツケースなどに入れて「機内預け」とする場合には、航空会社へ預ける前に必ず税関の確認を受けてください。

税関において免税物品を所持しているかどうかを検査

※免税購入した物品が多量の場合、税関の検査には時間がかかります。時間に余裕をもって航空機又は船舶への搭乗手続を行ってください。

3. 出国時に免税物品を所持していなかった場合には、税関において消費税が徴収されます。

- 出国前に譲渡又は消費をした場合は**消費税が徴収**されます。
- 免税購入した物品を出国前に譲渡した場合には罰則（１年以下の懲役又は50万円以下の罰金）があります。

※ 出国する際に税関に輸出を証する書類を提示することで、輸出の確認を受ける取扱い（いわゆる**別送の取扱い**）は、**2025年３月31日をもって廃止**されました（同日までに購入した商品であれば、同年4月1日以降に別送した場合であっても、原則「別送の取扱い」の適用を受けることができます。）。

- 免税購入の際に免税店で免税販売の対象者であることを確認します。
  なお、免税販売の対象者は、「短期滞在」、「外交」、「公用」の在留資格をもって在留する者等に限ります。
- 免税で物品を購入後、免税購入対象者でなくなる場合（在留資格を「短期滞在」以外に変更したときなど）には、免税購入対象者でなくなる時の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長から消費税が徴収されます。
  この場合、税務署長にパスポート等を提示してください。
- このリーフレットは国税庁ホームページよりダウンロードできます。